

銀行券の系譜について

——岡橋教授の見解を中心として——

玉野井昌夫

まえがき

わが国の経済は、明治維新によって資本主義に移行したが、諸外国におくれて発足するために、このことが日本の資本主義の特殊な性格をつくり出している。わが国の銀行も、このため、先進諸国の銀行とは異なった発展の経過をたどっている。ことにこの特質は、もっとも典型的な発展をとげたイギリスの銀行と比較すれば、きわめて明瞭である。どの国の中銀もその生成にさきがけて先駆的な銀行業者の活躍がみられたが、これらが行なった萌芽的な銀行業務が組織化され、近代的な銀行が成立するにあたってもっとも大きい役割を果たすのは発券業務である。というのは資本主義成立期には、未発達で錯綜した信用関係がみられ、このなかから近代的な信用制度が誕生し、確立への歩みを進める。この過程で、この時期に現われる特有な流通上の諸問題がそれぞれ独自な方法で解決されてゆくが、銀行券の発達はたて糸のように、この発展の過程をつらぬいている。ところで本稿では、岡橋保教授の、イギリスとわが国との銀行券の発達に関する見解を紹介し、これについていくつかの疑問点を述べることにした。そこで同教授の「シールド・ビルについて」（『経済学研究』第29巻第1号）と大著『銀行券発生史論』（有斐閣、昭和44年）の第1編、日本銀行券前史を中心として、この問題を検討

することにした。岡橋教授は、銀行券の本質を「貸し付けられた手形」である点にみとめられる。そして銀行券の端緒形態をとり上げられる場合にも、範疇的な、しかし基本的なこの本質規定がもっとも重要な基準となり、銀行券の発達に関連するその他の歴史的諸要因は副次的にのみ考慮される。したがって紙券を発行する初期の銀行業者の業務や資本の性格についての分析、検討、資料の解釈、またこれらの銀行業者の発生や銀行制度の発展を規定する資本主義の相違は直接の関心とはなっていない。このようなオリジナルな視角は、一方ではわが国の金融史にかんする新鮮な分析を生み、看過されていた問題点を掘り起こすことになったが、逆に新しい疑問をつくり出していると考えられる。なお、銀行券の性格規定については、結論には同意を感じる点が多いが、とくにその分析の仕方についてはいくつかの疑問がある。

1

資本主義初期における信用制度の生成および発展をとり上げる場合、もっとも興味のある問題は、つきの点にあるといってよいであろう。すなわち、未発達で錯綜した信用関係のなかから、どのようにしてはっきりした性格をもった「近代的信用制度」が誕生し、確立への歩みを進めるようになったかということである。この場合、このような近代的信用

銀行券の系譜について

制度は、その生成にあたって信用貨幣をつくり出す。そして「本来の信用貨幣」といわれる銀行券が生まれてくる過程は、銀行制度の形成と緊密に結びついて、これをたて糸のようにつらぬいている。したがって先駆的な金融業者が萌芽的な銀行業務をはじめるとともに、銀行券の端緒形態をつくり出しが、この業者が信用業務を組織化して銀行へと脱皮すれば、銀行券も信用貨幣として明確な内容をもつようになる。しかも重要な点は、この発展が銀行だけの変化にとどまるものではなく、実は資本主義の生成にともなって、また資本家的な再生産が確立への道程を進めてゆくことを基礎として出現するという点にある⁽¹⁾。このようにして民間の銀行の発券は、さらに公的な中央銀行の発券にとって代わられ、結局はこれに吸収される。ここであらためて指摘するまでもなく、複数の民間の銀行による発券は、最後には単独の中央銀行による発券の集中を実現するようになる。しかしこの銀行制度の生成と発展は、国によってまったくちがった特徴をもっていて、どの国も共通な経過をたどっているわけではない。資本主義の生成と発展のしかたが、国によって異なっているからである。たしかに中央銀行が発券業務を開始するまでには、これにさきだって民間の金融業者および銀行による発券の前史があったということは、主要な資本主義国のいずれについても共通にみられる。これはきわめて自生的に、その意味で典型的な発展をとげたイギリスの銀行制度についてはもちろん、おくれて発展をとげた諸外国においても同様である。たとえばドイツでは、1975年に中央発券銀行としてライヒス・バンク (Deutsche Reichsbank) が設立されたが、このとき株式および個人銀行で発券を行なっているものが32行を数えていた。またアメリカでは、周知のように連邦準備制度が成立するまでは、長期間にわたって中枢機関のない、無統一な、タイプのちがった銀行による発券

が行なわれていた。わが国でも、明治15年、日本銀行が設立されるまでに、為替会社、国立銀行による発券が行なわれていたことはよく知られているとおりである。しかし、この推移を信用制度あるいは銀行制度の発展としてその内容と特徴を見ようすれば、むしろ国による相違の方に注目しなければならないであろう。わが国の銀行制度は、しばしば指摘されるように、おくれて発足した資本主義を基礎としていることによって独自な道を歩んで発展している。ことに、もっとも典型的な資本主義的発展をとげたイギリスと比較すれば、その相違はきわめて明瞭である⁽²⁾。そこで、まずイギリスを中心として、銀行券にかんする岡橋教授の見解をみてゆくことにしたい⁽³⁾。教授は、イギリスの銀行券の初期の歴史のうち、とくにイングランド銀行が設立当初に発行した紙券信用に注目される。そして同行がランニング・キャッシュ・ノート (running cash note), アコンタブル・ノート (accountable note), およびシールド・ビル (sealed bill⁽⁴⁾) という3つの形式の紙券を発行していたことを指摘される。そしてこれに説明を加えて、3つの紙券の性格をつぎのように見ておられる。すなわち、第1のランニング・キャッシュ・ノートと第2のアコンタブル・ノートとは、ともに預金の領收証ではあるが、性格がちがったものとされる。前者は要求次第記名本人、あるいは持参人に支払われる約束手形の形式をとっており、預金が一部支払われるとその金額が手形面に書き入れられるものであった。これにたいして後者のアコンタブル・ノートは、預金者が銀行にたいしてノートを振出すことがみとめられるものであり、demand note あるいは drawn note であった。そして引出された預金額はこの紙券の裏面に書き入れられるようになっている。1696年に当座勘定 (drawing account) がひらかれてからは、このアコンタブル・ノートにも本人または持参人払いの形式がとり

入れられたが、この使用はこの後衰退した。そこで岡橋教授は、このアコンタブル・ノートは、当座勘定といっしょになって、「このノートから預金貨幣が発展してきたのであろう」といわれる。いいかえればこのノートを小切手の系列に属し、銀行券への発展の系譜をはずれたものであるとされる。そこでこの両紙券にかんするかぎり、ランニング・キャッシュ・ノートの方を重視される。後者が手形形式の代用通貨として流通し、こんにちの銀行券へと発展していったと考えておられる。ところがこれを第3のシールド・ビルと比較して、いざれが「正式の銀行券」であったかをとり上げられる場合には、必ずしもその結論は明確ではなくなってくる。この点をさらに教授の見解をたどることによって明らかにしてゆこう。教授によれば、第3のシールド・ビルは、最初政府への貸付の払込(loan instalments)につかわれた利つき手形であって、記名本人またはその譲受人宛てに振出されたことに注目される。そして著名な『イングランド銀行史』の著者 Clapham 教授がシールド・ビルを、同行の設立立法によれば公然と企図された、唯一の紙券だと規定していることから、3つの紙券のうちではもっとも正式なものだと説いていることに関心を寄せられる。しかし同時に Clapham 教授が他方ではランニング・キャッシュ・ノートが正式の銀行券となったと述べている不明確な点を批判される。ところが、Coppietors は Clapham から多くの援用を行ないながらも、その態度はきわめて明白である。すなわちシールド・ビルをもっとも典型的な銀行券と考えている。岡橋教授は、この両者の異なった見解にたいして Coppietors のように、シールド・ビル説をとっているように見える。これは以下の紹介から明瞭となるであろう。もっとも教授は、この場合、さらに一步を進めて Clapham や Coppietors が実証的にのみ考え、とくに掘り下げて考えようとし

なかつた理論的検討を行なわれている。すなわち抽象的にこれら紙券の性格を明確にしようとされている点でその見解にいちじるしい特色がある。あるいは、むしろ、岡橋教授の所説のもっとも積極的意味と独自性は理論重視にあるといった方がよいであろう。そしてさらにもう一つつけ加えなければならないことは、同教授はわが国の銀行券の源流と系譜についていちだんとつよい興味をもっておられ、これについて独自な解釈をもっておられることである。したがってイングランド銀行の紙券についての考察は、実は終局的には、わが国の銀行券の系譜を、両替商の預り手形→為替会社金銀預り手形→国立銀行振出手形→国立銀行紙幣→日本銀行券というつながりで理解しようとする教授の分析のいわば予備実験にあたるものである。しかし、ここではまず最初に、イギリスに問題を限定して先に進むことにしよう。教授はランニング・キャッシュ・ノートとシールド・ビルを質的にちがったものとみられる。そしてこの両紙券のちがいを、為替会社の差加金預り手形と正金無利息手形のちがいに擬していられるようである⁽⁵⁾。ともかくシールド・ビルについては、この紙券を近代銀行券の先駆とみる諸家の説から、とくにその論拠をひき出して、それぞれに特有な鋭い批判と検討を加えられている。そこでこの検討の紹介からはじめよう。

まず山下宇一教授のランニング・キャッシュ・ノート否定説については、つぎの点を問題とされる。山下教授が、「銀行手形が貨幣的流通を考慮した一定の（端数なき）金額を単位として発行された点に重点を認め」られ、また「イングランド銀行のシールド・ビルは、同銀行においてその育成に最大の努力を払ったものであり、かつ後世銀行券制度の端緒となったものと考え⁽⁶⁾」られている見解を、とくに前者の部分についてとり上げられている。そして山下教授のいわゆる「通貨的流通の便宜」からいって、額面金額に端数の

ないことは、銀行券にとって重要な要件であることに同意される。しかし、この要件は、たんに「通貨的流通の便宜」のためだけのものではなく、公債や株式などについても同一であり、したがって額面金額がラウンド・ナンバーだからということから、逆にその証券の通貨性を結論することは早すぎると批判される。そして岡橋教授は、むしろシールド・ビルの額面が 100 ポンドという高額であり、この点が「通貨的流通」にとっては不便であったことを問題とされる。つぎに小野朝男教授の裏書譲渡=流通性を特別に重視する見解については、つぎのように反論される^⑨。すなわち小野教授が「1694年のイギリス銀行の設立とともに、この銀行の発行する約束手形の一種たる捺印手形または証書(all and every Bill on Bills obligatory and of credit under the Seal of the said Corporation made or given to any person or persons)は、その設立を規定した法令 the Ways and Means Act (財源法—筆者) の第29条により、その裏書譲渡、つまり流通がみとめられていた。……イギリスにおいては、17世紀から18世紀初頭にかけて、普通法上においても、一部約束手形の裏書譲渡がみとめられ、いわゆる約束手形が流通性を確保していたことは明らかであった。しかも the Ways and Means Act の第29条が示すように、このようにして流通性の与えられた約束手形のなかには、イギリス銀行の発行する捺印手形、つまりイギリス銀行券の端緒形態が入っている。したがって、イギリス銀行が近代的銀行の最初の形態とすれば、この銀行の発行する捺印手形が完全な流通性を獲得することは、近代銀行の発行する信用証券、つまり銀行券が通貨として機能することであり、いわゆる銀行通貨の生成である^⑩」と述べられているのにたいして、つぎのように反論される。すなわち、シールド・ビルの裏書譲渡=流通性はかならずしもその通貨性を意味するものではな

いと考えられる。というのは、シールド・ビルの流通性が投資対象としての有価証券の流通性であり、これはこの紙券が利つき手形であったことがなによりも有力にこれを証明しているとされる。そして Richards に依拠して、イギリス銀行の 1694 年 8 月 2 日付の記録によれば、「たれでも、イギリス銀行に貨幣を払ってしまって、そのため銀行の帳簿にかれの名前が記入されるというようになつて、これが順調にはこべば、銀行のシールド・ビルが与えられた^⑪」こと、そして同じく 9 月 19 日付の記録により、「株式取引所でシールド・ビルと引きかえに貨幣を提供する者に引渡すため^⑫」(傍点筆者) に 2 万ポンドにのぼるシールド・ビルが発行されていることをとくにとり上げ、つぎのように説明される。シールド・ビルが小野教授のいうように「本来通貨つまり銀行通貨として機能」するものであれば、この紙券を直接貸付けて利子を稼げばよいのであって、これをわざわざ貨幣と引き換えて、その後で手に入れた貨幣を貸付けるというような回り道をとる必要はないといわれる。銀行は利つき資本として利殖しうる貨幣入手するために、利つきのシールド・ビルを発行するのであって、貨幣所有者にとっては投資証券であったとされる。そして Clapham を引用して、シールド・ビルは初期には 100 ポンドにつき 2 ペンスの日歩がついていたこと、1698 年から利子のつかないものもあったが、22 年間 (1694—1716 年) はたいてい利子がついていたこと、また政府はシールド・ビルを現金のように受取り、債権者に支払ったが、多量に流通はしなかったこと、さらにイギリス銀行と取引を行なっていた人たちが、このシールド・ビルを国庫や、債権者にたいする便利な支払手段と考え、あるいは隔地間の送金為替の便利な代用手段とみていたことを明らかにされる^⑬。結局、教授は、シールド・ビルが無利子の場合もあり、国庫も無利子のものを受取っている

記録はあるが、それでも本質は「短期の投資物」と考えておられる。もっとも、さきに紹介した小野教授の著書では、ランニング・キャッシュ・ノートが、法律上正式にではないが、事実上は金匠手形のそれにならって裏書譲渡が認められていたことから、また捺印手形は法律上正式にその裏書譲渡が認められていたばかりでなく、その利用が大いに奨励されたにもかかわらず、ランニング・キャッシュ・ノートによってとて代わられたことから、系譜的にはランニング・キャッシュ・ノートが近代的銀行券の先駆とされる。そしてその上で、なお法律上の裏書譲渡⁷に執着され、これを根拠として「本来通貨つまり銀行通貨として機能を許された最初のイングランド銀行券は、捺印手形である。論理的歴史的には近代的銀行通貨の先駆者⁸」であるとシールド・ビルに固執される。ところで、後にみられるようにシールド・ビル説の根拠にかんするかぎり、岡橋・小野両教授の見解は、まったく異なっているが、これは後にふれよう。岡橋教授は、つづいてシールド・ビル説をとられる渡辺佐平教授の見解に言及される。すなわち Clapham がシールド・ビルを 3 つの端緒形態の紙券のうちで、もっとも正式のものであり、また設立法のなかで公式的に発行のみとめられた唯一の紙券信用だと述べている点、そして渡辺教授がこのようなシールド・ビルの発行こそはイングランド銀行を特色づけている⁹ ものだととくに強調されている点に着目される。渡辺教授の見解の特色は、イングランド銀行が行なった紙券は、たんに金匠がすでになしとげていた紙券の貸付という金融技術を受けついだだけではなく、形態的な発展をとげ、流通しやすくなつたと考えられている点にある。そしてこのことがさらに銀行の貸付の能力を拡大した。このように広く流通する紙券の発行に主として依存していたのが同行の特色であると考えられている。渡辺教授の見解をさらに具体的に

紹介すれば、「この紙券は裏書によって譲渡しうる手形であって、持参人払いになつていだ。これは宛名のほかはすべて印刷されていて、額面の金額も普通は 100 ポンドであった。ここに形式のうえでも、ランニング・キャッシュ・ノートとの差異がみいだされる。この手形には 1 日につき 2 ペンスの利子がついていたけれども、預金の受取り証書として発行されたわけではない。銀行は資本金の額までは同額の貨幣を保有しないでもこの手形を発行した。したがつてこの手形をつくり出すことによって、同時に貨幣貸付の能力をも拡大した。この点からみて、イングランド銀行が発行した数種のノートのうちでは、このシールド・ビルがいちばん新しい種類に属していたのであった¹⁰」といわれる。すなわち、これによると、渡辺教授はシールド・ビルが、貸付の能力を拡大したことにもっとも大きい意味をおいておられるようと思われる。そして岡橋教授はふれておられないが、渡辺教授のこの評価は、もともとイングランド銀行創設の意義を旧式金融層の没落を決定的にし、高利資本の敗退をもたらした点においておられることから生じていると思われる。それは同行が国庫を高利の負担から解放し、当時の金融市場に積極的に低利の貸付を行なうというドラスティックな政策をとったことをとくに強調されている¹¹ からである。それはともかくとして、岡橋教授は渡辺教授の見解のうち、とくにイングランド銀行の特色を紙券通貨の貸付・信用の創造におかれた点だけをとくに大きくとり上げられる。しかしシールド・ビル説の決定的な根拠については渡辺教授の見解とは異なつてくる。そしてシールド・ビルはこれが政府貸付金に使用されたこと、しかも、資本金の払込みが實際には 3 年以上もかかってようやく完了したにもかかわらず、政府への貸付は 1694 年の 8 月 4 日をはじめとして、その年の終わりごろまでには完了してしまつたことに言及されな

がらも、結局このシールド・ビルを同行の利付き債券であると結論される。またシールド・ビルの性格規定について重要な点は、これが利付き債券であったかどうかということであって、その債務者が政府か銀行かということは大したことではないといわれる³¹。このようにして岡橋教授は諸家の検討をつうじて、しだいにシールド・ビルの利付き債券としての性格を強調されるようになっている。ところできさきに指摘しておいたように、岡橋教授は、ランニング・キャッシュ・ノートとシールド・ビルを質的にちがったものとみておられた。すなわち、くわしく引用すれば、「ところがランニング・キャッシュ・ノートとシールド・ビルとでは量的というよりは、むしろ質的にちがったものであって、為替会社の差加金預り手形と正金無利息預り手形とのあいだにおける本質的なちがいとおなじものがあるようにみえる³²」といわれるのである。つまりランニング・キャッシュ・ノートを為替会社の差加金預り手形とみられ、シールド・ビルを正金無利息手形と同一の形態のものとみられているように思われる。これは次節でさらに検討するが教授がランニング・キャッシュ・ノートを為替会社の正金引換発行預り手形と同じと考えられ、差加金預り手形や、さらには利付きの社外預り金手形と同一類型に含めて考えられていることによっている。すなわちランニング・キャッシュ・ノートは預託金を集めための手形であり、銀行券の系譜から脱落したものであり、これにたいしてシールド・ビルは、利子をとって政府に貸付けられた手形であり、「通貨として機能する信用（支払義務）が貸付けによって手形に化体」したものと考えられていたようみえる。ところがこの区別を一貫されないで、これまで紹介した検討、とくに渡辺教授の見解の批判にさいしては、ちがった観点に移行される。すなわち当初は「政府への貸付金の支払いに発行されたこの利付きのシーリード・ビルは、貸付けられた銀行手形として、まさしく、近代銀行券の先駆形態というふざわしいようにみえる³³」（傍点筆者）と考えられながら、これが利付き債券であることを強調されるようになるとともに、つぎのようにいわれる。「シールド・ビルが……利つき債券だとすれば、それを貸付けることは、……債券発行銀行が貸付資本を入手するために発行するところのいろいろな金融債券を貸与するのと、本質的にはすこしもかわらない³⁴」といわれる。シールド・ビルは、「……銀行に貨幣を払い込めば与えられたし、また株式取引所で貨幣と引きかえに手に入れることもできたが、そのように投資証券として貨幣にかえうるものを政府が借りうけたのであって、この貨幣入手の手段そのものは貨幣として機能しない³⁵」といわれる。したがって「シールド・ビルで手に入れた貨幣を貸付けることによって、……原始的な信用の創造をおこなうことができた³⁶」。すなわち「債務がなんらの準備によって裏付けられていないものとなった³⁷」が、このような原始的な信用の創造は、金匠がすでに実行していたところを受けついだだけであり、なんらイギリス銀行を金匠から区別し、特色づける契機ではないとして渡辺教授を批判される。

- (1) 抽稿「イギリス銀行の成立とイギリス金融制度の展開」『学習院大学政経学部研究年報』(1)。
- (2) 加藤俊彦「日本の銀行」（大島・加藤・斎藤・玉野井『金融論』東大出版会、第5章）。
- (3) 岡橋保「シールド・ビルについて」『経済学研究』第29巻第1号。
- (4) これら紙券の名称については、それぞれ現金切手、当座切手、捺印手形という訛語で十分であると思われるが、本稿では、引用文献にしたがって、ときには原語、あるいはちがった訛語をそのまま使用した。
- (5) 岡橋保「前掲論文」7頁。この点は、岡橋教授の後の論旨と一致しない点もあるが、くわしくは本文を参照されたい。
- (6) 山下宇一「〈イギリス銀行〉設立事情」（『松山商科大学創立30周年記念論文集』昭和28年）170頁注32。
- (7) 小野朝男『イギリス信用体系史論』東洋経

- 済新報社, 212—3頁。
- (8)(9) R. C. Richards, *The Early History of Bank in England*, P. 157.
- (10) J. H. Clapham, *A History-The Bank of England*, Vol. 1. P. 22~23
- (11) 小野『前掲書』213 頁, 脚注⁽¹⁾を参照されたい。
- (12) 渡辺佐平『金融論』岩波全書, 81—3頁。
- (13) 渡辺『前掲書』83頁。
- (14) 渡辺『前掲書』86-7頁。
- (15) 政府か銀行かという相違が, シールド・ビルの利付き債券か信用貨幣かへの発展を規定するようになるのではないかであろうか。
- (16) 注⁽⁵⁾を参照されたい。
- (17) 岡橋「前掲論文」16頁。
- (18) この場合に銀行の性格, 信用の基礎を考慮しないで紙券の形のみで, このように結論してよいのであろうか。鋭い指摘であることを認めた上でなお疑問が残る。
- (19)(20) 岡橋「前掲論文」17-18頁。

2

以上述べたように, 岡橋教授はシールド・ビルについては, 利つき債券であるという点を力説される。しかしこの利つきであったシールド・ビルが, 漸次無利子になってきたとすれば, この紙券は, 「このときこそはじめてそれは銀行債から通貨に転換しうる時期である。そしてこの無利子のシールド・ビルがいまや利子をとって貸付けられて流通界に出ていくとき, それは銀行券としての性格を完全に獲得したものということができる⁽¹⁾」と考えられる。しかし「無利子のシールド・ビルが発行されたこともあったがそれがそのまま流通し, 発展せず⁽²⁾」やがて利つき国庫証券と競合するにいたって, 利つきシールド・ビルが結局発行されなくなったことを指摘される。この事実は「シールド・ビルが銀行債としての性格をもつづけていたことを示すものであって, このような利つきシールド・ビルのなかにイングランド銀行の先行形態あるいは端緒形態をもとめることは正しいとはいえないであろう⁽³⁾」といわれる。教授の見解は, はっきりしない点もあるが, 要するに利つきであれば銀行債であり, 銀行券に発展す

る契機をもたないが, 無利子になれば通貨に転換し, これが利子をとって貸付けられれば, 銀行券としての性格を完全に獲得すると考えられているといえる。ともかく, いずれにしてもシールド・ビルは無利子になるということを条件としてではあるが, 銀行券として発展したことを含みとして残しておられるようである。ところが, 銀行券の先駆形態として賛成が多いシールド・ビルについてはこのような詳細な検討を加えておられるが, ランニング・キャッシュ・ノートそのものについては, あらためて検討し考察される意図を示しておられるにもかかわらず, 残念なことにはこれまでのところその見解を知る機会がない。けれども, すでに前節でとり上げた検討によって教授の意図はかなり明瞭である。というのは, これらの分析の結果, ランニング・キャッシュ・ノート説をとられるようになっているからである。またすでに指摘しておいたように, 教授の見解の特色は理論の領域にあり, シールド・ビルの検討においても, 信用貨幣としての銀行券をどのように規定すればよいかという理論的問題の方に, まず第一義的な大きい狙いがあるといってよいであろう。その意味ではさきにも述べておいたが, イギリスの紙券についての考察は, いわば一つの実験あるいは検証というべきである。演繹的メトーデによる一つのテストにすぎない。この点が実証にもとづいて, 銀行券の端緒形態を求めようと, そのかぎりで経験的な史実に執着し, あるいは別の要因を重視し, または少なくともこれから理論化を進めてゆこうとする諸家の態度といちじるしく異なっている。岡橋教授にあっては, 極端ないい方をあえてすれば, 銀行券の原型をシールド・ビルに求めようとランニング・キャッシュ・ノートに求めようと, これは第二義的な問題であり, 教授の想定せられた信用貨幣についての理論的本質規定に合致することこそ最初に重要なのである。規定に合致

すればいざれを選ぶことになってもそれなりに首尾一貫した説明を貫徹できるという自信をもっておられる。そして銀行券の端緒形態という歴史的テーマに名が借りられてはいるが、教授にとっては実際にはこの問題はすぐれて理論の問題となっているようと思われる。

ところで、教授の検討はすでに述べたようにイギリスにとどまらない。さらに詳細なわが国の銀行券発生史の問題に進んでいる。すなわち教授は近著、『銀行券発生史論』において、日本の銀行券の系譜を明らかにしておられる。この龐大な著書は、もとよりたんなる銀行券発生史ではなく、スケールの大きいわが国の貨幣金融史と呼ぶ方が適當なものである。しかし、そうはいってもこの著書は、わが国の銀行券の系譜についての理論的規定と、わが国の資本主義の生成確立にたいする金銀比価、とくに銀の価値下落の役割の分析という二つの問題を焦点としている。したがって、前節でとり上げた「シールド・ビル」についての論稿と同様、歴史的テーマではあるが、その実体は一つの理論的分析である。この点からいえば、この本は、多年の「不換銀行券論争」において、教授が拠り所とされ、また論争をつうじてしだいに外延をひろげて構築された「信用貨幣説」のコンシクエントな、明治期における貨幣、信用問題への適用である。とはいっても、本書は3つの部分から構成され、3つの編はそれぞれ日本銀行券前史、日本銀行券の生成、日本銀行券の確立という歴史的順序を追った編制となっている。しかし、これは銀行券に集中して3つの時期の変化をたどるという内容のものではなく、銀行券発生史にもっぱら視野をかぎたものは、第1編だけである。第2編では第3章において新貨条例から貨幣法までの明治幣制がとり扱われ、第4章では松方財政金融政策に関する通説的解釈に批判が加えられ、第5章では明治15年の日本銀行発足から18年

発券開始までの日本銀行の役割について新しい意義づけが行なわれている。したがってこの3つの章はいざれも直接に銀行券を対象としたものではなく、「斬新卓抜な⁽⁴⁾」意表をつく金融分析の集大成である。また第3編も同じように3つの章から構成されているが、これも第7章の一部をのぞけば、直接に銀行券のみを問題としたものではなく、別の問題をとり扱ったものである。すなわち第6章では、明治21年の保証準備屈伸制限方式の採用、23年の政府貸上げの意味が検討され、第7章では、日本銀行券の発行区分の構成変化および日清戦争時の物価騰貴にかんする分析が行なわれ、第8章では、明治30年の貨幣法にもとづく幣制改革がなぜ平穏に実現したかという問題意識から出発して、明治4年の新貨条例以降の価値尺度の変遷と価格の標準の推移について独特な説明が行なわれている。したがって「銀行券発生史論」という表題は、第1篇にもっともふさわしい。この第1篇は2つの章に分れ、第1章ではすでに前節でもとり上げておいた為替会社の正金無利息預り手形を、また第2章では国立銀行紙幣がとり扱われている。そこで、第1章からみてゆこう。第1章では明治2年6月太政官令達による通商司の権限にもとづいて創設された為替会社の発行した「会社切手」が紹介される⁽⁵⁾。すなわち為替会社の発行した手形には、当時、(1)差加金預り手形、(2)預り金為替手形、(3)三枚七分五厘預り小札、(4)正金銀行為替手形、(5)金銀為替手形の5つがあった。ところが第1の差加金預り手形は身元金または元備金の預り証、わかりやすくいえば株券のことと説明され、会社預券とも呼ばれていた。この評価は前節の場合とは異なる⁽⁶⁾。また第2の預り金為替手形とはこんにちの預金証書であり、要求払いであったが3カ月以上にわたる場合には利息がつけられた。第3の預り小札は、金札預り切手、引替切手などともいわれ、為替会社発行の小額通

貨であった。そして銀券および錢券とも呼ばれているものである。第4および第5の為替手形は金券あるいは洋銀券と呼ばれ、正金銀または洋銀兌換券であった。したがってこれら5つの手形は性格の異なったものであるが教授は銀行券の系譜に属するとはいがたい最初の2つを除外し、第3の銀券、錢券からその性格規定をはじめられる。この「銀三匁七分五厘」札は、小額通貨の不足を補うという名目で発行されたものであるが、この銀券、錢券は官札の預け入れにたいする預り手形であり、いつでも太政官札に兌換される「引替切手」でもあった。この点から、銀券、錢券は太政官札の小額券の形をとった代替物である。しかし岡橋教授はこのことから銀券・錢券が太政官札同様政府紙幣であったと考える通説の考え方をしりぞけられる。そしてこれと金貨または金地金と兌換される兌換銀行券を対比して、両者のちがいと同一性を明らかにされる。この場合に教授の説明はつきのとおりである。銀券・錢券が政府紙幣と引き換えられ、これにたいしていわゆる兌換銀行券は金貨または金地金と兌換されるという点では両者はあきらかにちがっているが、両者いずれも銀行の手形であり、債務証書であるという点ではまったく同一であると考えられる。もっとも、銀券や錢券は、銀行券と本質的に同一のものではなく、しかし、その萌芽とみるべきものだといわれる。そしてその論拠は、銀券・錢券が交付されるさいに預けられた太政官札が実際には為替会社によって貸付けられており、そのかぎりで銀券・錢券が仮空な預り手形となっているからだとされる。いいかえれば金札で保証されているたんなる保管証書から、その保証のない預り手形へと、あるいは金札の支払を約束する手形へと変化したことを重視される。そしてここに為替会社の信用創造の第一歩がふみだされたことを指摘される。しかしこの銀券・錢券は預り手形にとどまり、為替会社としては手

形を貸付けるという積極的な信用の創造までには行なっていない。したがって銀券・錢券は流通する商業手形と同じであり、商業貨幣にすぎないとされる。そこで信用貨幣の先行形態としては、別の種類の手形を求められることになる。金券にはいくつかの種類があるが、教授が注目されるのは正金または洋銀と引替えに発行されるものである。この観点から小額太政官札の代用として金札と引替えに発行される巻両券を除外される。この正金預り手形である金券は、その兌換は、はじめ式分割で、そして明治4年に造幣庁ができるからは新金貨でなされた。また金券は無制限法貨であったが例外的に關税については制限法貨と規定されている。このように金券は正金兌換の法貨であったが、その金準備については別段の規定はなかった。そこでこの金券発行をつうじて「預かった正金は貸し出されて無準備の金券ができたばかりでなく、さらに、そのような預り金手形が、積極的に貸し出されるようになってきたのである⁽⁷⁾」といわれる。このように正金預り手形としての金券を、銀行券の先行形態としてもっとも重視される。そして金券のうち、正金無利息手形こそ銀行券の先行形態であるといわれる。ところが、ここで教授の分析には、一つの動搖がみられる。というのは、さきにみてきたように銀券・錢券は貸付に充てられることはなく、銀券・錢券と引き替えに預った太政官札が貸しつけられるのであり、銀券・錢券の発行はせいぜい原始的な信用にとどまるものと考えられていた。ところが「このような為替会社の債務信用が、商業手形の流通にささえられて、さらに、積極的に、貸し出されるようになる⁽⁸⁾」ことをつけ加えられる。しかしその具体的な例として、商業手形流通をではなく、銅錢の裁定取引をあげられたのは何故であろうか。すなわち明治初年にみられた銅錢の打歩を利用して、為替会社は「十貫文の錢券と引き替えに預かった巻両の

銀行券の系譜について

金札でもって拾貫八百文の銅錢を入手し、それと同額の錢券にかえることができた。かくして、錢券拾貫文を発行して拾貫八百文を回収しうることになる⁽⁹⁾。「このことは、錢券や銀券が金札と引き換えに発行されるばかりでなく、さらに、貸付をつうじても発行されたことを意味し、銀券がたんなる金札の預り証=預り手形から貸し付けられた手形へと発展していることが推察される。さらに、預金の蒐集、保管、貸付が為替会社の業務となり、手形流通の発展から、それら私人の商業手形にかわって為替会社の手形が貸しつけられるだけでなく、また種々の貸付をつうじて、為替会社の手形が発行されることになる⁽¹⁰⁾」といわれる。要するに、さきの箇所では、銀券・錢券は商業貨幣にとどまるにとされたが、裁定取引にこれが利用されるようになれば信用貨幣となり、教授のいわゆる「貸し付けられた信用の通貨形態」に発展すると言いかえられている。この場合、言葉の上ではその論拠として手形流通をあげられ、これにささえられて貸付に使用されるようになったと説明されるが、しかし、すでにみてきたように具体的な例としては、銅錢の裁定取引だけがあげられるにとどまっている。そしてこの裁定取引における銀券・錢券の発行がどのような意味で、「貸付をつうじても発行されたこと」になるのか、はっきりした説明がない。これは十貫文の錢券が→金札壹両→拾貫八百文の銅錢→拾貫八百文の錢券へと変化し、結局八百文の余剰、利子を生み出すようになったことを指しておられるのであろうか。それとも上の過程でいずれは結果的に流入する銅錢を予定して、別個に錢券を発行して貸付を行なうことがあったといわれるであろうか。いずれにしても、さきには貸付に用いられなかっただ錢券・銀券がここでは貸付けられた手形に発展している。これは、なにか別の考慮から、錢券銀券と金券を峻別したことを都合が悪いと感じられるようになった

ためでもあろうか。ともかく同じ紙券が発行方式が変われば、ときには商業貨幣にとどまり、ときには信用貨幣に発展する。もっとも、このような多少の動搖と混乱はあるが、教授が先行形態の本命として重視されるのはもちろん金券であり、別の名前によれば正金無利息預り手形である。

「このような金券は、最初、正金銀と引き替えにのみ発行された紙券通貨であり、100パーセント準備の預り手形であったし、またいつでも正金銀に引き替えることのできる要求払いの手形でもあった⁽¹¹⁾」といわれる。したがって「利子はもちろんついていなかつた。けれども、この預かった正金銀が貸し出されるようになり、それと引き替えに発行された正金預り手形は、もはや、正金準備によって保証されないものとなつた⁽¹²⁾」といわれる。そして「さらに、そのような預り手形そのものが利子をとって貸し付けられるようになって、その発行額が急速に増大していったのである⁽¹³⁾」と。教授は、この増大を大阪為替会社の金券発行免許額にたいする実際流通高の比率の90パーセントという高い割合（もっとも東京為替会社は55パーセントでそれほどではない）で実証される。また兌換準備については別段の規定はなかったが、明治3年6月でとれば大阪為替会社が54.1パーセント、東京為替会社が53.1パーセントである。ところが明治3年から金券の発行を規制しようとする動きがみられるようになった。その例としては、当時の通商・為替両会社の総差配司、三野村利左衛門の起草による「為替会社規則見込書上」では、発券高を身元金と同額に限定する規定が盛られていること、大阪通商司の伺書によれば「金券の一部を通商司に預託させて、その流通を抑えようとする意向を示している⁽¹⁴⁾」こと、またこの時期から大阪為替会社の勘定科目に正金準備金を構成内容とする「石庫納」の数字がみられるようになったこと、「横浜出張通商司処務制限」に

よれば、80パーセントの正金準備が規定されていること、東京為替会社では、正金と引き換えに発行されていない「正金無利息預り手形」は引き揚げるよう通商司より厳達された等の動きがあった等があげられている。このような発行規制や兌換準備充実の督励によって金券の流通高が減少し、「それら金券は、いずれも、正金引替発行金券ばかりであって為替会社の信用創造は、預かった正金を貸し出すので正貨によって保証されない金券ができるてくるという原始的な信用創造のみにかぎられるようになった呻」といわれる。そしてこのようにして、身元金やさらに正金有高が金券流通高をうわまる状態となれば、岡橋教授によれば、「金券は、正金と引きかえに発行される全額準備の預り手形にひきもどされ、折角の近代的な信用貨幣への発展のみちが断ち切られた呻」とされるのである。たまたまこの頃国立銀行制度発足への構想がかたまりつつあったが、この国立銀行は、主として伊藤博文の建白によるものであった。すなわち、アメリカから帰朝した伊藤博文は「ナショナルバンク」の方法による銀行設立を大いに建議強調したが、この銀行は国債を資本としていた。彼は金札引換公債を発行して不換政府紙幣をいったん公債にかえ、これを基礎に銀行券を発行すれば、不換紙幣の整理をすすめることができると考えていたが、そのとき考えていた銀行券は、正貨兌換にもとづくものではなかった。これにたいして、吉田清成はアメリカ的な分散型の発行制度に反対し、イングランド銀行を模範とした『ゴールドバンク』の組織にもとづいて兌換制度の採用を主張した。この両者の対立は井上馨の裁決で妥協案ができ上がった。明治5年に成立した国立銀行条例において、資本金の4割を正貨をもって払い込み、これを兌換準備にあてるという正貨兌換を規定した点では吉田案が貫徹したといわれている。ともかく、これによって為替会社は、第二国立銀行に改組され

た横浜為替会社をのぞいて、いずれも解散することになり、その金券の流通も禁止されて、明治7年9月末には回収銷却が完了した。ところが岡橋教授によれば、この為替会社の崩壊は「政府の金融政策の無定見からおこったことであって、国立銀行の新制度のもとにあっても、その紙幣の発行よりも振出手形の発行のなかに、近代銀行業への発展の芽が力強く伸びようとしているからしてあきらかなように、信用創造の道を抑えられては、為替会社の発達も、国立銀行の発展もありえないわけである呻」といわれる。そしてこの後、銀行券への発展の系譜は為替会社の正金無利息預り手形から、国立銀行の振出手形や紙幣兌換銀行紙幣へとひきつがれたと考えられる。したがって、明治5年の国立銀行条例にもとづく金貨兌換銀行紙幣が失敗したのは、この銀行券が金貨と兌換されるものであったために、岡橋理論を適用すれば、結局正金引換発行金券となって、いわゆる積極的信用創造の道がとざされることになったからということになる。そして明治9年の国立銀行条例改正によって国立銀行の紙幣、振出手形の発行が行なわれるようになり、これら紙券の流通は急速に拡大した。この拡大は、ふつうは改正国立銀行条例の根本的な特徴にもとづくとされている。すなわち、銀行紙幣の金兌換が通貨政府紙幣兌換となったことにあり、また資本金の8割を公債証書をもって供託し、同額の銀行紙幣を発行し、2割をもって引換準備とするという改正によって、国立銀行は金準備なしに資本金の8割まで（従来は4割）の銀行券を発行できるようになったためである。またこの改正は国立銀行の設立を容易にし、その数を増加させたといわれている。ところが岡橋教授によれば、「銀行紙幣の流通の膨脹拡大は、たんに通貨兌換や営業の有利化などによるものだけではない呻」という。「むしろ政府紙幣兌換の銀行紙幣が金貨兌換の銀行紙幣と同じように、その本質がや

はり信用貨幣であり、その流通の基盤であるところの手形流通の拡大、発展がその間にあつたことに注目すべきことを強調したい」といわれる。要するに教授は、教授の、銀行券の本質規定に合致して信用貨幣となっているから、その流通が拡大したとされる。これをとり上げられる場合、ここでは金貨兌換の有無は問題となっていないが、さきに条例改正前の銀行が失敗したさいには金貨との兌換正金と引きかえに発行が行なわれたことが原因であるという重要な指摘がある。このように兌換の取扱いが一貫しないことは、まず第1に問題としなければならないであろう。また第2には信用貨幣としての特質を、ここでは「貸付けられた手形」におくのではなく、わざわざその流通の基盤であるところの手形流通の拡大、発展においておられる。しかし、実際には国立銀行では貸出しにさいして商品流通を基礎とする手形の割引は少なく、圧倒的的部分は貸付によるものであった。この実態をどのように受けとめられるのであるか。また国立銀行の新制度のもとでも、近代銀行業への発展の芽として重視されているのは、振出手形である。しかし、この重視される振出手形も量的にいえば銀行紙幣に比べてきわめてその利用は少ない。またこれは「預り金証券」であり、これを信用貨幣と断定される根拠となっている第十四国立銀行北海道支店発行の銅貨手形の例も、その引用を検討してみれば、教授のいわれるほどはっきりした貸付けられた手形、信用貨幣としての性格をもっているとはいえない。このようにみてくれれば、銀行券の本質について理論的规定はきわめて明快であるにもかかわらず、これを現実のそれぞれの紙券に適用される場合には、かなりの混乱と無理な解釈がみられる。いずれにしても複雑な現実を分析するにさいして明快さが欠けてくるように思われる。そこで、終わりに、教授の見解を明らかにする意味で、それぞれの紙券の形態規定を

段階的に整理された箇所⁴⁴をとり上げてみよう。すなわち、もともと貨幣取扱業者の債務証券は、(1)単純な貨幣の保管証書→(2)利子つき預り手形→(3)商業貨幣としてのたんなる預り手形→(4)貸付けられた預り手形（信用貨幣）へと発展するといわれる。そしてこの第3形態において、貨幣取扱業者が預った貨幣を貸付けるようになれば、この預り手形は預金の裏付けをもたなくなるので消極的信用創造が行なわれる。さらに第4形態の預り手形が発行されるようになれば、積極的な信用創造が行なわれる。この第3形態から第4形態の預り手形を発行するようになったとき、貨幣取扱業者は、近代銀行業の先駆者へと転身するというふうに整理されている。そして「預り手形の銀行券への転化が完成するためには、産業資本の確立をまたねばならない」といわれる。ここでは「それに従属する貸付資本、ことに擬制的貸付資本の運動において預り手形は銀行券に成熟する」のである。この統一的な理論的规定にしたがっていえば、為替会社の錢券・銀券は第3形態から「第4形態の預り手形にかわりつつあり」、また「正金無利息預り手形は、すでに、第4形態の預り手形に転化していた」。ところが「正金無利息預り手形の禁止は為替会社の信用創造を制約するものであるだけではなく、さらに正金準備率の引き上げからついに全額準備の強制にいたって、為替会社の預り手形は信用貨幣からふたたび商業貨幣へと逆転せざるをえなくなった。そのうえ、全額準備の要請は為替会社に原始的な信用創造をすら認めないのであって、ここに、その近代銀行への発展の契機は、まったく読みとられてしまった」というのが教授の結論となっている。さきに指摘したように、発行の方式に重点をおき、これが変化すれば、紙券の本質が決定的に変化するという説明がここでもみられる。したがって銀行券は、これの流通を規定する商品流通、あるいはより基本的には資本主義の発達

によって形態の発展をとげるのではなく、發行方式だけが決定的なメルクマールとなっている。また「産業資本の確立」をどの時期においておられるのか、その具体的な説明がないために、第4形態への転化とともに産業資本の確立があったようにもとれるし、また第4形態への転化は形態だけの発展であって、銀行券への成熟はさらに後の時期をまたなければならないようにもとれる。いずれにしても理論的規定が決定的な基準となっているだけに、歴史的な判断がどのように入っているのかということを読みとる場合には、はなはだしい困難とあいまいさが感じられる。

- (1) 岡橋「シールド・ビルについて」21頁、吹春助教授も、岡橋教授がシールド・ビルをイングランド銀行券の先駆と主張されているとされる。吹春寛一「金融市場の展開に関する一試論[3]」「国学院経済学』第19巻第1号、51頁参照。
- (2)(3) 岡橋「前掲論文」21頁。
- (4) 田中生夫〈書評〉岡橋保「銀行券発生史論——日本銀行券の系譜——」「国学院経済学』第19巻1号、76頁。
- (5) 第1章、為替会社正金無利息預り手形、「銀行券発生史論」15頁以下。
- (6) この相違については、別の機会に明らかにしたい。
- (7)(8) 岡橋『前掲書』35頁。
- (9)(10) 岡橋『前掲書』35頁。
- (11)(12)(13) 岡橋『前掲書』36頁。
- (14) この伺書は、必ずしも、流通を抑えようという意図のものともいえないようと思われる。
- (15)(16) 岡橋『前掲書』46頁。
- (17) 岡橋『前掲書』48頁。
- (18)(19) 岡橋『前掲書』69頁。
- (20) 岡橋『前掲書』73-74頁。ことに教授が重視されている貸付との関係がはっきりしない。
- (21) 以下引用は岡橋『前掲書』50-52頁。

3

さて、以上のように岡橋教授の見解をたどってみると、理論的規定が明快であるとともに、具体的な解釈には歯切れの悪さと安易さが

対照的にみられた。そこで最後に、それぞれイギリスと日本の銀行券についての教授の見解を整理し、いくつかの問題点を指摘することにしよう。まずシールド・ビルについてはこれを限定をつけながらではあるが銀行券の端緒形態と考えられていた。ただし、その根拠として額面金額の統一、裏書譲渡=流通性というメルクマールをとるのは誤りとされた。この指摘にもとづいて、山下・小野説を批判されたのである。またシールド・ビルは、利つきであるかぎりは債券であり、これを貸付けることは、金融債を貸与するのと本質的には同様であり、信用の貸付、創造があったとはいえないといわれる。あるいはシールド・ビルで手にいれた貨幣を貸付けるのはすでに金匠が実行していたことであり、これはイングランド銀行を金匠から区別し、特色づける意味での信用の貸付、創造があったとはいえない。このかぎりでは「原始的な信用の創造にとどまる」といわれる。そしてこの点が渡辺教授を批判される根拠となっている。たしかに岡橋教授の批判は一面ではきわめて鋭く、正しい。そして創立当初のイングランド銀行の評価についての結論にはまったく賛成である。しかし、これを理由づけられる根拠には違和感と距離を感じざるをえないもとより小野教授の見解は、岡橋教授が指摘されるように裏書譲渡の流通性だけに重きをおきすぎているように見える。しかし小野教授の意図は、イギリスにおける資本主義の生成、そしてこれにともなって生じる商品流通の発展が為替手形の裏書譲渡を推進し、さらにもう一つの商業通貨である約束手形の裏書譲渡を促し、これを背景として捺印手形すなわちシールド・ビルの裏書譲渡流通がみとめられていることを示そうということにある。いわば資本主義の発達の歴史のなかで、新しい生産関係の発達を基盤としてこのことがいわれている。裏書譲渡はこのことの具体的な指標にすぎない。ところが岡橋教授は信用貨幣

の属性という抽象的なメルクマールとして、この裏書譲渡＝流通性をとり上げられる。したがって、岡橋教授の裏書譲渡＝流通性は、有価証券一般につうじる流通性であり、どの時代にもみられるものである。この点では、岡橋教授の批判は小野教授の意図を正確に受けとめられていない。また、渡辺教授の強調されている点は、イギリス銀行が資本金の額までは同額の貨幣を保有しないでも、この手形を発行したことにあった。これは、すでに述べておいたように、渡辺教授がイギリス銀行創設の意義を高利資本の敗退においておられることと密接な関係がある。イギリス銀行創設が高利資本に決定的打撃を与えたと考えておられることから出ている。そして「形態的な発展をとげ流通しやすくなった」シールド・ビルが「銀行の貸付の能力を拡大した」ことを重視される。またこの手形は「1日につき2ペンスの利子がついていたけれども、預金の受取り証書として発行されたわけではない」といといわれる。このように渡辺教授の見解をみてゆけば、岡橋教授の批判は、渡辺教授の意図ならびにシールド・ビルが債券としてではなく通貨として役立っている側面をまったく無視しているようと思われる。しかし、「租税徵収人でもあったクロウジアが租税公金でもって手形を割引いたことのなかに……近代銀行業の先駆形態をみいだし⁽¹⁾」たり、「イギリス銀行をもって生まれながらの中央発券銀行とする⁽²⁾」ことを誤りとされている結論にはまったく賛成である。

ところで、さきに指摘しておいたように、「シールド・ビルについて」では、ランニング・キャッシュ・ノートをシールド・ビルと比較し、前者を為替会社の差加金預り手形に、後者を正金無利息預り手形に擬しておられた。これは前者が、預託金にたいして発行された預り手形であり、後者は利子をとって貸付けられるようになるということから、こ

のように対比されたものであろう。ところが、シールド・ビルについて、後にはこれを利子つきの債券であると考えられるようになり、そこに見解の動搖があったことは、すでに検討したとおりである。ランニング・キャッシュ・ノートについても、『銀行券発生史論』ではつぎのように別の判断に変わっておられるように見える。もっともこの場合、この変化は、ゴールドスマスの発行したものについてではあるがつぎのようにいわれる。銀行券の歴史的発展過程をふりかえってみて貸付の規定が重要であることを強調されながら「たんなる金銀の預り証であったゴールドスマス・ノートが銀行券の先駆的形態としてのゴールドスマス・ノートあるいはランニング・キャッシュ・ノートに発展し、まだ商業貨幣であったばかりの前者から信用貨幣としての後者へとその性格の転換していることを理解するうえにも、貸付の規定が重要であって後者はただのノートではなく、それが貸付けられたノートであり、擬制的利子生み資本の運動なしには存在しないところに、その特質がある⁽³⁾」と。このように、金匠の発行したランニング・キャッシュ・ノートをここでは信用貨幣としてみられている。この点は、少なくとも、さきにイギリス銀行のランニング・キャッシュ・ノートを差加金預り手形と考えておられたことと比較すれば、顕著な変化ということができる。そしてこのように、岡橋教授は、両国の紙券を比較される場合、厳密に発展の時期を照應させ、また金融機関の性格を考慮すべきだという関心をもっておられないように見える。

つづいて問題となるのが、振手形についての解説である。というのは、岡橋教授は為替会社の発行した手形のうち正金無利息預り手形をもっとも重視されていたことは、すでに述べたとおりである。そしてこの手形は、さらに国立銀行振出手形、銀行紙幣につながり、結局、日本銀行券への系譜をたどること

になるといわれる。ところが、この為替会社の金券は、突然に、明治維新時代のわが国に銀行券の先行形態として出現したのではない。すなわち、徳川時代の両替商が発行していた手形、また両替商金融の発展を背景としている。そこで教授の系譜はさらに過去にさかのぼる。このようにして徳川時代の両替商の手形が問題となる。ところでその場合、両替商の預り手形を重視され、両替商の預り手形→為替会社金銀預り手形→国立銀行振出手形・銀行紙幣→日本銀行券の系譜を本来の銀行券の発達と考えられる。そして振手形からの発展の系譜を否定される。これは、教授にとって「預り手形をとるか振手形をとるかによって、そのあとの発展系譜における為替会社の金銀預り手形や国立銀行の振出手形の本質規定のうえに重大なちがいをもたらすだけでなく、信用貨幣としての銀行券の本質にとって決定的な重要性をもつ貸付規定をあいまいにし、それを無視するようなことにもなりかねないからである⁽⁴⁾」という重要な論点に関係があるからである。具体的にいえば、銀行券の源流を、両替商の預り手形に求めるか、振手形に求めるかは、つづく為替会社の預り手形の本質を前者の流れとしてみれば預り手形そのものとみるとことになり、後者の流れとしてみれば預金あるいはその指図証とみるという根本的なちがいを生み出すことになる。教授は後者の流れ、すなわち振手形の重視はこんにちの小切手、いいかえれば預金の支払義務を銀行券の本質だと考えることになり、このような考え方では、銀行券の本質規定にもっとも決定的な意味をもつ貸付という契機が入らなくなるとして、預り手形説をとられる。そしてこの観点から寺尾元彦氏の見解に賛成し、松好貞夫教授や長幸男教授の見解を批判される。しかし、後者の両教授は岡橋教授のいわれるような内容で、振出手形（振手形）という言葉を使用されているわけではない。松好教授の場合は「預金通貨すなわ

ち振出手形⁽⁵⁾」という説明があり、あたかも小切手の振出のように思われるが、この手形は岡橋教授がとり上げておられるような「両替商の預金者がその預金にたいして振り出す振手形⁽⁶⁾」ではない。すなわち、この点は為替「会社は政府より貸下されし太政官札および自ら発行せる銀行券をもって、諸商社の必要とする商業資金を放出せしものである。ことに両替商金融の本質ともいうべき預金通貨すなわち振出手形もまた為替会社によって発行された⁽⁷⁾」と述べられていることからも明らかであろう。いずれにしてもとくに松好教授は岡橋教授が考えられているような特有な、高い意識の理論的形態規定をもったものとして振出手形をとり上げられているわけではない。もっと実際的に問題とされている。またもっぱら預金者の発行したものとしてとりあげられているものでもない。この点では、岡橋教授の批判は、やや一方的ではなかろうか。さらに岡橋教授がこの振手形を小切手と同形態視される背後に、両者とも貸付けの契機が入らない点で共通であるという考えが見られる。しかし岡橋教授が引用されている『両替商沿革史』では、振出手形が貸越契約によって過振りとなる場合のあることがみとめられている⁽⁸⁾。もっとも岡橋教授の述べられていることがすべて無意味であるというのではない。それどころか、もし振手形が小切手の性質をもっているとすれば、岡橋教授の指摘された系譜は誤りではなく、銀行券の系譜からは当然振手形を排除するのが妥当である。しかし、わが国の実際は、このように明確に割り切れるのであろうか。またここでも理論が先行し、厳密な資料の検討、実態の把握は二のつぎになっているように思われる。そればかりでなく小切手は、「銀行に呈示されるまでのあいだ輾転流通しても、それは貸付けられた手形（信用）でないから、流通するただの為替手形（の一種）として商業貨幣にすぎないが⁽⁹⁾」とされ、「それが銀行に

呈示されて振替、転記される銀行帳簿上の要求預金は、貸付けられた信用を化体したものであるかぎり、信用貨幣ということができる」といわれる。つまりどこまでも小切手そのものは信用貨幣ではないことを強調されるが、このように言い切ってしまうことは妥当であろうか。すなわちこの小切手と、他方で信用貨幣と考えられている銀行引受手形とどれほどの相違があるといえるのであろうか。いいかえれば、後者は引き受けによって銀行の債務=信用が貸し付けられるから信用貨幣だといわれるのであるが、それならば、小切手も少なくとも過振りの部分については信用が貸付けられ信用貨幣となっているといえるのではないかろうか。さらに両者は銀行組織のなかで果たす役割がちがい、これは歴史的な発展のちがいを基礎にしてはじめて理解できるのではないであろうか。

また銀行券の本質を「貸付けられた手形」とされることから、兌換の有無は問題とななくなっている。それどころか「明治5年の金兌換国立銀行紙幣がじゅうぶんに流通せず、もはや金との兌換性のなくなった、ただの法貨にしかすぎない改正国立銀行紙幣が、いまやおおいに流通するということは、銀行券の流通を支えるものが金との兌換性、金との同一性やその法貨規定強制通用力がないことを有力に物語っている」といわれる。これは教授が兌換銀行券=金債務証券説、不換銀行券=紙幣説を批判され独自な信用貨幣説を展開されている、その見解にうまく合致なし、一つの有力証拠を提供しているようみえる。しかしこのとき、政府紙幣の増發が継続しており、銀価の下落と複本位下の金流出という別の条件を考慮にいれ、兌換請求をつうじて銀行紙幣が収縮したことを同時に視野のなかにいなければ、この分析は片手落ちになるであろう。ところが、これを銀行券の性格規定という鋭いけれどもせまい射程内で処理される。このように、銀行券の兌換の

意義が軽視されていることは、逆に管理通貨の時代になって銀行券と金との制度的結びつきが変化しているという認識を稀薄にする。そして教授が現在のように人為化し、間接化した金の自由市場価格・為替相場・物価水準の動向をインフレーションの検証にすぐさま役立てようと考えられている⁽¹⁾のと軌を一にする。すなわち価格標準の事実上の切下げを、管理された市場、相場に無理に、しかも楽天的に求めて、これを指標とされることになる。そして兌換はもっぱら手形性の保証という抽象的な意味にかぎってみとめられ、これの具体的役割とその機構的な変化また資本主義の変化が軽視されることになる。すなわち信用貨幣説に執着されるかぎりノミナリストである教授は、インフレーションの問題では急速にメタリストに復帰しようとして突然、価格標準の具体的指標を管理された金市場に探し求められることになる。

要するに、岡橋教授の見解は、「多くの問題提起や通説的解釈への批判を含み一面では肯定にあたるものが少くない」。しかし、銀行券の本質規定にあまりにも焦点をかぎられ、これによって銀行券発生史をすべてコンシスティントに説明しつくそうとされているために、かえって錯綜した信用関係の処理に手を焼かれ、紙券通貨の発達や信用制度の生成についての歴史的説明が不明瞭となっている。そして何よりも、イギリスと我が国との特徴の差異が消滅している点が、総体的な展望、岡橋教授の日本金融史にかんするビジョンを不明確なものにしているように思われる。

- (1) 岡橋保『銀行券発生史論』序論、1頁。
- (2) 岡橋保『前掲書』1頁。なお前掲拙稿論文を参照されたい。
- (3) 岡橋保『前掲書』14頁。
- (4) 岡橋保『前掲書』3頁。
- (5) 松好貞夫『明治維新における両替商金融』39頁。
- (6) 岡橋保『前掲書』4頁。
- (7) 松好貞夫『前掲書』39頁。

銀行券の系譜について

- (8) 岡橋保『前掲書』58頁。
- (9) 岡橋保『前掲書』11頁。
- (10) 岡橋保『前掲書』87頁。
- (11) 真藤素一「国家信用とインフレーション」
『インフレーション理論の基礎』日本評論
社, 109頁を参照されたい。
- (12) 田中生夫<書評>「岡橋保『銀行券発生史論』」『国学院経済学』第19巻1号, 84頁。